

From たんぽぽ舎  
To kumamoto84@yahoo.co.jp  
日時 2025/05/23 金曜日 19:46

**たんぽぽ舎です。【TMM:No5202】地震と原発事故情報- 5つの情報をお知らせします**

---

たんぽぽ舎です。【TMM:No5202】  
2025年5月23日(金)地震と原発事故情報-  
5つの情報をお知らせします  
転載・転送歓迎

- 
- ★ 1. 埋立は、公物管理法に基づく許可に拠らなければ行なえない  
河川区域での埋立には河川法に基づく使用許可と占用許可が必要  
海域(港湾区域等)では使用許可と占用許可が出されたとみなされる  
公有水面埋立法に基づく法的効力と公物管理法に基づく法的効力  
連載「権利に基づく闘い」その4 2  
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
  - ★ 2. 稼働中原発は1 2基...女川2、大飯3、4、美浜3、高浜1、  
2、4、島根2、伊方3、玄海4、川内1、2(女川は  
東北電力、大飯、美浜、高浜は関西電力、島根は中国電力、  
伊方は四国電力、玄海、川内は九州電力)  
2025年5月21日現在の原発稼働状況  
山崎久隆 (たんぽぽ舎共同代表)
  - ★ 3. 学術会議解体法案を廃案に！ 暴言の坂井大臣は辞任せよ！  
人間の鎖で国会へ  
5/20日本学術会議法案に反対する緊急院内集会に参加  
冨塚元夫 (たんぽぽ舎)
  - ★ 4. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)  
◆6/29 浜 矩子氏講演会のご案内  
講演：浜 矩子氏 (経済学者) 会場：取手ウエルネスプラザ
  - ★ 5. TV・新聞より3つ  
◆九州電力の次世代革新炉計画巡り 脱原発団体が九電に申し入れ  
鹿児島 (5月23日「MBC南日本放送」より)  
◆「過酷事故ないと言えるなら、原発は首都圏でもよいのでは」  
長岡市長が県の被ばく線量シミュレーションで見解  
柏崎刈羽原発の耐用年数踏まえた論点と説明  
(5月22日「新潟日報デジタルプラス」より抜粋)  
◆【独自】「寿都に核ごみ処分場不適の火山」論文発表へ  
NUMO、報告書に反映しない方針  
(5月23日「北海道新聞」より抜粋)

---

※2024年11月23日(土)、たんぽぽ舎は新事務所に引っ越し致しました。  
2025年3月29日(土)セミナー室(学習会室)の内装工事が終了しました。  
(机とイスで約30名可能)  
新住所は、以下の通りです。電話番号・FAX番号も変更ありません。  
お近くにおいでの際は、ぜひお立ち寄り下さい。  
JR水道橋駅西口より約4分、神保町駅A2出口から9分くらいです。



- 1. 埋立は、公物管理法に基づく許可に拠らなければ行なえない
    - | 河川区域での埋立には河川法に基づく使用許可と占用許可が必要
    - | 海域(港湾区域等)では使用許可と占用許可が出されたとみなされる
    - | 公有水面埋立法に基づく法的効力と公物管理法に基づく法的効力
    - | 連載「権利に基づく闘い」その4 2
- └── 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 「連載その4 1」(5/10【TMM:No5195】)で、埋立は公物管理法に基づく許可に拠らなければ行なえないことを述べましたが、そのことを示している通達があります。

河川についての公物管理法である河川法に関する建設事務次官通達「河川法の施行について」（昭和40年3月29日）です。同通達には次のように記されています。

...法が適用又は準用される河川の埋立については、公有水面埋立法の規定による免許又は承認のほか、埋立の行為の実施について法の許可等を受けることを要するので、河川管理者及び公有水面埋立免許権者は、あらかじめ協議し、調整を図る必要があること...

◎ この通達にいう「法の許可等」とは何か、を国交省水政課に問い合わせたところ、河川法26条「工作物新築の許可」及び24条「土地の占用許可」である、との回答でした。(注1)

これは、河川区域に工作物を新築する際に必要な許可と同じです。工作物（堤防等）を新築するには「工作物新築の許可」が、また建設した工作物を存置し続けるには「土地の占用許可」が必要ですが、埋立の際にも、同じ許可が必要というのです。

◎ では、海の埋立の場合には、どうなっているのでしょうか。

海についての公物管理法は、港湾法、漁港法、海岸法ですが、海域は、港湾法に基づく港湾区域、漁港漁場整備法に基づく漁港区域、海岸法に基づく一般公共海岸区域・海岸保全区域、及び法に基づく指定がなく各都道府県の条例により規律されている一般海域に分かれます。

港湾区域を例にとると、港湾法は、港湾区域の使用と占用に関し、次のように規定しています。

...第37条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。...

港湾区域で工作物を新築するには「外郭施設の建設の許可」及び「水域の占用の許可」が必要ですが、埋立免許取得者が工作物を新築する際には、それらの許可を受けなくてもよいとされているのです。

ここで注意が必要なのは、「それらの許可を受けなくてもよい」というのは、「それらの許可を要しない」という意味ではなく、「それらの許可を受けたものとみなす」という意味であることです。

河川区域における埋立に公物管理法（河川法）に基づく使用許可・占用許可が必要なのですから、港湾区域における埋立に公物管理法（港湾法）に基づく使用許可・占用許可が必要なのは当然です。

ただし、埋立免許に基づく埋立事業の場合には、それらの許可を受けたものとみなす、ということなのです。

◎ 漁港漁場整備法にも港湾法と同様の「埋立免許に基づく事業への適用除外規定」(39条)があり、海岸法では、占用許可の対象が陸地に限られるため、そもそも埋立が不可能になっています。

また、一般海域管理条例は、都道府県によって多様です。

要するに、海域における埋立では、河川区域と異なり、基本的には、「埋立免許に基づく事業への適用除外規定」によって公物管理法に基づく使用許可・占用許可を受けなくてもよい、とされてきたのです。

◎ 公有水面埋立法は公物管理法ではありませんから、公共用水面については何の効力も持ちません。公共用水面の使用や占有に関しては、公物管理法に基づく法的効力が必要です。

埋立事業は、水域に護岸を建設し、護岸に囲まれた水域に土砂を投入して次第に水を土に置き換えていって土地を造成する事業ですが、埋立事業者が埋立地の所有権を取得するには、次の五つの手続きが必要です。

- イ. 埋立免許によって埋立地の所有権者を予め確定しておくこと
- ロ. 「工作物新築の許可」を得て埋立工事(護岸の建設)を実施すること
- ハ. 「水域(河川においては土地)の占用の許可」を得ること
- ニ. 竣功認可(注2)によって公用を廃止すること
- ホ. 埋立事業者が埋立地の所有権を取得させること

イ. ニ. ホ. は公有水面埋立法に基づく法的効力を得る手続きであり、ロ. ハ. は公物管理法に基づく法的効力を得る手続きです。

公共用物に関しては公有水面埋立法は法的効力を持たないので、公物管理法に基づく法的効力に拠るしかなく、逆に、公共用物以外には公物管理法は効力を持たないので、公有水面埋立法に基づく法的効力に拠るしかないので、

公物管理法に基づく手続きに拠って公共用水面に埋立地を造成しておいて、公有水面埋立法に基づく手続きに拠って公用を廃止し、埋立事業者の私有地にするというカラクリなのです。

注1: 2023年3月23日、国交省河川局水政課からの聞き取り(録音記録有り)による(回答は、文書でなく口頭で行なわれた)。

ちなみに、河川法研究会編著『逐条解説 河川法解説』には、24条及び26条のほか、27条「土地の掘削等の許可」(埋立の場合、実質的には「土地の掘削等」のうちの「盛土」の許可)も必要と解説されている。

注2: 竣功認可とは、埋立が完了したことについての行政庁による認可のことで、これにより埋立地は公共用物でなくなる。

- 
- 2. 稼働中原発は1 2基...女川2、大飯3、4、美浜3、高浜1、  
| 2、4、島根2、伊方3、玄海4、川内1、2(女川は  
| 東北電力、大飯、美浜、高浜は関西電力、島根は中国電力、  
| 伊方は四国電力、玄海、川内は九州電力)  
| 2025年5月21日現在の原発稼働状況  
└── 山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

電力会社 号機 状態 運転開始日 停止日 出力(万kW)